

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、昭和運輸株式会社から、自治労・公共サービス清掃労働組合昭和支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、以下のとおり作業所閉鎖を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 3 月 8 日以降

2 場所

上記組合の組合員が勤務する全職場（埼玉、東京）

平成 28 年 3 月 7 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久